

株式会社 SMO 南小国 情報公開規程

第1章 総則（目的）

第1条 本規程は、株式会社 SMO 南小国（以下「当社」という）の運営の透明性を高め、地域社会および関係者からの信頼を確保することを目的として、情報公開に関する基本的事項を定める。（定義）

第2条 本規程における「情報公開」とは、当社が保有する一定の文書・情報を、原則として外部に開示することをいう。

第2章 情報公開の対象（対象文書）

第3条 当社は、次に掲げる文書を原則として情報公開の対象とする。

1. 定款
2. 事業計画書及び収支予算書
3. 事業報告書、貸借対照表、損益計算書、財産目録
4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録

第3章 公開の方法及び手続（公開方法）

第4条 前条に定める文書は、当社のホームページ、事務所備え付け、閲覧請求への対応等、適切な方法により公開するものとする。（閲覧の申請）

第5条 閲覧を希望する者は、所定の様式により申請を行うものとし、経営管理部門がこれを受け付ける。原則として請求日から10営業日以内に閲覧に供する。

第4章 非公開情報及び例外事項（非公開情報）

第6条 次に掲げる情報は、情報公開の対象から除外する。

1. 個人情報やプライバシーに関する事項
2. 取引先との秘密保持契約に基づく機密情報
3. 公開によって当社の正当な利益を著しく損なうおそれのある情報
4. その他、法令により開示が制限されている情報

（例外的対応）

第7条 前条に該当する場合でも、公益性が極めて高いと判断される場合は、代表取締役の判断により開示を行うことができる。

第5章 附則（施行日）

第8条 本規程は、令和6年7月1日より施行する。